

可児市文化創造センター市民検討委員会の会議運営について

1. 会議の公開について

- ・ 可児市情報公開条例及び同施行規則に基づき、原則として公開する。
ただし、公開・非公開の判断が必要な場合は、会議の冒頭において決定する。
- ・ 非公開情報が含まれる事項について協議等を行う場合や、会議を公開することにより当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合は公開しない。
- ・ 会議の開催予定については、日程・場所・公開などの情報を市のホームページで事前に周知を図る。

2. 傍聴者への対応について

- ・ 入場時に傍聴券を交付し、氏名を記入のうえ提示していただくものとする。
- ・ 傍聴券は、退場時に返却していただくものとする。
- ・ 委員と同様の資料（ただし、非公開部分を除く）を配布する。
- ・ 会議の録音や写真撮影、ビデオ撮影等は認めない。ただし、報道機関等で委員長の許可を得た者については、この限りではない。
- ・ 傍聴者の発言は認めないものとする。
- ・ 傍聴者に会議の規律を乱す言動等があった場合は、これを制止し、従わない場合は退場させるものとする。

3. 議事録について

- ・ 議事録は、要点をまとめたものとし、発言委員名以外は原則公開とする。公開においては、非公開部分を除き原則公開であるが、委員から発言内容の非公開等の要請が委員会終了時にされたものは協議し変更等を行う。

4. その他

- ・ 委員による会議の録音や写真撮影、ビデオ撮影等は認めない。
- ・ その他、会議運営において必要な事項が生じた場合は、会議において協議するものとする。